



島根県報

令和元年12月20日（金）

第 6 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（ ” ” ）	3

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3
-----------------------------	-------------	---

【公 告】

島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る提案競技の実施	（広 報 室）	4
-------------------------------------	---------	---

【特定調達公告】

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課）	7
---	---------------	---

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	7
----------------------	---------------	---

【選管告示】

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		30
----------------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(1) 健康増進法に基づく次の権限

ア 特定施設の喫煙禁止場所で喫煙している者に対し、喫煙の中止又は退出を命ずること。

イ 特定施設の管理権原者等に対し、特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすること。

ウ 特定施設の管理権原者等に対し、専ら喫煙の用に供させるための器具又は設備の撤去等の措置をとるべきことを勧告すること。

エ 特定施設の管理権原者等に対し、ウの勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

オ 特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又は職員に、特定施設の立入検査をさせ、若しくは関係者に質問させること。

(2) 健康増進法施行規則に基づく次の権限

喫煙可能室の設置に係る届出書を受理すること。

2 施行期日

令和元年12月23日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

健康増進法に規定する特定施設の管理権原者等が勧告に従わなかった旨の公表は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第51号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部13の項中第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

(3) 第25条の5第2項の規定による喫煙の中止又は退出の命令

(4) 第25条の7の規定による指導及び助言

(5) 第25条の8第1項の規定による器具又は設備の撤去等の勧告

(6) 第25条の8第3項の規定による措置命令

(7) 第25条の9第1項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問

別表保健所の部13の項の次に次の1項を加える。

13の2 健康増進法施行規則 (1) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17

(平成15年厚生労働省令第86号)	号) 附則第2条第6項の規定による喫煙可能室設置施設届出書の受理
-------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、令和元年12月23日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第52号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表健康推進課の項に次の1号を加える。

5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	(1) 法第25条の8第2項の規定により、特定施設の管理権原者等が勧告に従わなかった旨を公表すること。
--------------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第486号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和元年12月20日から施行する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第5号棟第104号」を「第5号棟第101号及び第104号」に、「第212号、」を「第212号、第214号、」

「

古江	中層耐火構造4階建	平成14	0.93
	中層耐火構造3階建	平成14	

に、

」

「

古江	中層耐火構造4階建	平成14	0.93
	中層耐火構造3階建	平成14	
大輪	高層耐火構造10階建	令和元	1.00

に、

」

「

0.817	を	「	0.817	に改め、表出雲市の項中
			(第111号の住戸に	
			あつては、0.837)	

」

」

平成5	0.98	を	平成5	0.98 (第113号の住戸に あつては、1.00)	に、「第213号」を「第213号、第311号」
平成7			平成7		
平成3			平成3		
平成4			平成4		
平成7			平成7		

に、「第318号」を「第318号、第414号」に改め、表益田市の項中「及び第013号」を「第013号及び第014号」に、「及び第412号」を「第311号、第412号及び第415号」に、「第214号及び第311号から第313号まで」を「から第215号まで、第311号から第313号まで、第413号及び第613号」に、「第216号」を「第216号、第311号」に改め、表安来市の項中

0.97	を	0.97	に改める。 (第413号の住戸に あつては、0.99)

公 告

県が進める主要な施策や課題、地域づくりなどの情報を県民に伝える県政広報誌「フォトしまね」（季刊・年4回）の企画・制作・配送業務の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務

(2) 仕様

島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から令和3年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

54,164,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 広告掲載料

受託者は、年4回発行する県政広報誌各号の裏表紙（A4判1ページ）に有料広告を掲載し、年4回分の合計額として2,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上を県に支払う。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 提案競技説明会に出席していること。
- (4) 営業実績期間が3年以上であること。
- (5) 企画・制作から印刷、Webサイト制作までの業務を一括して受託し、管理できること。

- (6) 企画・制作を担当する専属のスタッフを配置できること。なお、そのスタッフは県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度対面による協議ができること。
- (7) 提案書類を企画・制作したスタッフが、契約期間中企画・制作に当たること。ただし、やむを得ない事情があると県が認める場合は、この限りでない。
- (8) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (9) その他県の指示に柔軟に対応できること。
- 3 提案競技説明会の開催日時及び場所
- (1) 開催日時
令和元年12月26日（木）13時30分から15時00分まで
- (2) 場所
松江市殿町1番地 島根県庁 603会議室
- 4 提出書類の種類及び部数
提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。なお、提出書類の形式については、「島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務提案競技提出書類について」による。
- (1) 会社概要書 1部
- (2) 制作体制説明書 1部
- (3) 誌面構成 1部
- (4) 提案作品1〈表紙〉 10部
- (5) 提案作品2〈特集〉 10部
- (6) 提案作品3〈連載企画〉 10部
- (7) 過去に制作した類似の冊子媒体 1部
- (8) 見積書 1部
- (9) 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- (10) 消費税及び地方消費税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
持参又は郵送による。
- (2) 提出期限
令和2年3月9日（月）10時まで（必着）
- (3) 提出先
11に同じ。
- 6 提案競技に係る質問書
- (1) 質問は、質問書により提出期限までにファックスで提出すること。
- (2) 質問提出期限
令和2年1月9日（木）正午まで
- (3) 提出先
11に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、説明会参加者全員に回答する。ただし、辞退届を提出した者には、回答しない。
- 7 提案の選定方法
- (1) 選定の手順
令和2年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

- ア 提案書等のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。
- イ アの審査結果をもとに契約予定者を決定する。
- ウ 提案者全員に審査結果を文書で通知する。
- エ 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

- ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。
- イ 提案内容については、別途定める提案競技審査基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

(3) 審査日時

審査会（プレゼンテーション）の実施は、令和2年3月13日（金）を予定している。

(4) 提案競技参加料

4の提案書類を提出期限内に全て完備し提出した者に対して、提案競技参加料として1提案者につき2万円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。ただし、契約予定者となった者への支払いは、行わない。

8 契約

審査会の審査結果により選定された令和2年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務の契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を行う。ただし、令和2年度島根県当初予算が成立しなかった場合は、契約は行わない。

その他の契約事項については、契約予定者と協議の上定める。

9 著作権

島根県政広報誌に掲載された写真、イラスト、記事などの著作権法に定める全ての著作権は、県に帰属するものとする。使用した写真のフィルム（データ）は、必要の都度、県に提出すること。

10 その他

- (1) 提出する提案作品は、1案とする。
- (2) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提案競技説明会参加後、提案書類の提出を行わない場合は、辞退届を提出すること。
- (5) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県広報部広報室

電話 0852-22-5771 ファックス 0852-22-6025

12 Summary

- (1) Nature of services : Planning, production, and delivery of the prefectural government public relations magazine "Photo Shimane".
- (2) Deadline for submission of proposal documents : Must arrive by 10 : 00 A.M. on 9th March 2020
- (3) Contact information & inquiries : Public Relations Office, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL 0852-22-5771

特 定 調 達 公 告

令和元年度において、令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 特定調達契約により調達する役務の種類

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。（<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/>）

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気事業会計勘定科目表の資産の部を次のように改める。

資 産

固定資産

款	項	目	節
電気事業固定資産	(何) 発電設備 (何) 制御設備	土地 水源かん養林	発電所用地 貯水用地 水路用地 道路用地 その他土地

	建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造
	水路	えん堤 取水口 導水路 沈砂池 水槽 水圧管路 放水路 その他施設
	貯水池	えん堤 その他施設
	逆調整池	えん堤 その他施設
	構築物	その他構築物
	機械装置	水車 風車 発電機 発電設備 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 屋外鉄構 自動制御装置 タワー設備 鉄塔 その他機械装置
	諸装置	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他装置
	備品	車両運搬具

			船舶
			工具器具及び備品
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	
			水利権
			借地権
			地上権
			特許権
			施設利用権
			ダム使用权
			電話加入権
			営業権
			リース資産
			その他無形固定資産
		減価償却累計額	
		共有者持分額（貸方）	
	(何) 送電設備		
		土地	
			送電線路用地
			その他土地
		建物	
			鉄筋コンクリート造
			鉄骨造
			ブロック造
			木造
		架空電線路	
			鉄塔
			鉄柱
			コンクリート柱
			木柱
			がいし
			電線
			地線
			添加電話線
		地中電線路	
			管路
			ケーブル
			電話ケーブル
		保安開閉装置	
			保安開閉装置
			電力用蓄電器

			屋外鉄構 その他機械装置
		諸装置	電灯電力装置 保安通信装置 その他装置
		備品	工具器具及び備品
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	
			借地権 地上権 施設利用権 電話加入権 リース資産
		減価償却累計額	
		共有者持分額（貸方）	
	業務設備	土地	事務所用地 その他土地
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造
		独立電話線路	
		添加電話線	
		空中線施設	
		通信機械装置	
		諸装置	
		備品	車両運搬具 工具器具及び備品
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	
			借地権 地上権 特許権 施設利用権

<p>附帯事業固定資産 事業外固定資産</p> <p>建設仮勘定</p>	<p>その他事業外固定資産</p> <p>(何) 事業費</p>	<p>減価償却累計額 共有者持分額 (貸方)</p> <p>備品</p> <p>用地費</p> <p>工事費</p> <p>共有施設工事費負担金</p> <p>ダム使用权負担金 総係費</p>	<p>電話加入権 営業権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産</p> <p>用地取得費</p> <p>(何) 発電設備工事費 送電設備工事費 業務設備工事費</p> <p>共有施設建設費負担金 共有施設改良費負担金</p> <p>給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 賃金 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生費 旅費 備用品費 通信運搬費 補償費 使用料 賃借料 委託料 保険料 研修費 負担金</p>
--	----------------------------------	--	---

投資その他の資産	建設準備仮勘定	(何) 準備費	諸費 公課費 仮設備 仮設備費用 資産減耗費 建設利息 調査費 測量試験費 雑収入 (貸方) 前払金
	除却仮勘定		総係費
	投資有価証券	国債 地方債 社債 株式 その他有価証券	
	出資金		
	長期貸付金	他会計貸付金	一般会計貸付金 工業用水道会計貸付金 水道会計貸付金 宅地造成会計貸付金
	貸倒引当金	その他貸付金	
	基金		
	年賦未収金		
	貸倒引当金		
	長期前払消費税		
	その他投資		
	減価償却累計額		

流動資産

款	項	目	節
現金預金	現金 預金		

未収金	営業未収金	当座預金 普通預金 通知預金 定期預金
	財務未収金	電力料未収金 受託工事収益未収金 その他営業未収金
	未収消費税及び地方消費税 還付金	未収利息 その他財務未収金
	附帯事業未収金	
	事業外未収金	
	その他未収金	
貸倒引当金		
有価証券（一時所有）		
受取手形		
貸倒引当金		
貯蔵品	原材料	
	消耗工具器具及び備品	
	消耗品	
	その他貯蔵品	
短期貸付金	他会計短期貸付金	一般会計短期貸付金 工業用水道会計短期貸付金 水道会計短期貸付金 宅地造成会計短期貸付金
貸倒引当金		
前払費用	工事代前払金	
前払金	前払消費税及び地方消費税 その他前払金	
未収収益		
貸倒引当金		
その他流動資産	保管有価証券	

	仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地 方消費税 その他流動資産		
--	---	--	--

別表第1 工業用水道事業会計勘定科目表の資産の部を次のように改める。

資 産

固定資産

款	項	目	節
有形固定資産	(何) 工業用水道設備	土地	事務所用地 施設用地 その他土地
		建物	事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物
		建物減価償却累計額	事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 公舎合宿用建物減価償却累 計額 その他建物減価償却累計額
		構築物	原水及び浄水設備 送配水設備 その他構築物
		構築物減価償却累計額	原水及び浄水設備減価償却 累計額 送配水設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累 計額
		機械及び装置	電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器

		機械及び装置減価償却累計額	その他機械装置 電気設備減価償却累計額 内燃設備減価償却累計額 ポンプ設備減価償却累計額 塩素滅菌設備減価償却累計額 量水器減価償却累計額 その他機械装置減価償却累計額
		車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額	
		船舶 船舶減価償却累計額	
		工具器具及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産 リース資産減価償却累計額	
		その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額	
	業務設備	土地	事務所用地 施設用地 その他土地
		建物 建物減価償却累計額	事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物 事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 公舎合宿用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額
		構築物	原水及び浄水設備 送配水設備

建設仮勘定	(何) 事業費	構築物減価償却累計額	その他構築物 原水及び浄水設備減価償却累計額 送配水設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置
		機械及び装置減価償却累計額	電気設備減価償却累計額 内燃設備減価償却累計額 ポンプ設備減価償却累計額 塩素滅菌設備減価償却累計額 量水器減価償却累計額 その他機械装置減価償却累計額
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		船舶	
		船舶減価償却累計額	
		工具器具及び備品	
		工具器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産	
リース資産減価償却累計額			
その他有形固定資産			
その他有形固定資産減価償却累計額			
用地費		用地取得費	
工事費		取水施設工事費 浄水施設工事費	

<p>無形固定資産</p>	<p>(何) 工業用水道設備</p>	<p>共有施設工事費負担金</p> <p>ダム使用権負担金</p> <p>総係費</p> <p>水利権</p> <p>借地権</p> <p>地上権</p> <p>特許権</p> <p>施設利用権</p>	<p>送配水施設工事費</p> <p>業務設備工事費</p> <p>共有施設建設費負担金</p> <p>共有施設改良費負担金</p> <p>給料</p> <p>手当等</p> <p>賞与引当金繰入額</p> <p>報酬</p> <p>賃金</p> <p>法定福利費</p> <p>法定福利費引当金繰入額</p> <p>厚生費</p> <p>旅費</p> <p>備用品費</p> <p>通信運搬費</p> <p>補償費</p> <p>使用料</p> <p>賃借料</p> <p>委託料</p> <p>保険料</p> <p>研修費</p> <p>負担金</p> <p>諸費</p> <p>公課費</p> <p>仮設備</p> <p>仮設備費用</p> <p>資産減耗費</p> <p>建設利息</p> <p>調査費</p> <p>測量試験費</p> <p>雑収入 (貸方)</p> <p>前払金</p>
---------------	--------------------	---	---

投資その他の資産	業務設備	ダム使用权 電話加入権 営業権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産	
	投資有価証券	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 ダム使用权 電話加入権 営業権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産	
	出資金	国債 地方債 社債 株式 その他有価証券	
	長期貸付金	他会計貸付金	一般会計貸付金 電気会計貸付金 水道会計貸付金 宅地造成会計貸付金
	貸倒引当金 基金 年賦未収金 貸倒引当金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額	その他貸付金	

流動資産

款	項	目	節
現金預金	現金 預金	当座預金 普通預金 通知預金 定期預金	
未収金	営業未収金 附帯事業未収金 営業外未収金 その他未収金	給水収益未収金 その他営業未収金 未収利息 未収消費税及び地方消費税 還付金 その他営業外未収金	
貸倒引当金			
有価証券（一時所有）			
受取手形			
貸倒引当金			
貯蔵品	原材料 貯蔵量水器 消耗工具器具及び備品 消耗品 その他貯蔵品		
短期貸付金	他会計短期貸付金	一般会計短期貸付金 電気会計短期貸付金 水道会計短期貸付金 宅地造成会計短期貸付金	
貸倒引当金			
前払費用			
前払金	工事代前払金 前払消費税及び地方消費税 その他前払金		

未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	保管有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		
--------------------------	---	--	--

別表第1 水道事業会計勘定科目表の資産の部を次のように改める。

資 産

固定資産

款	項	目	節
有形固定資産	(何) 水道設備	土地	事務所用地
			施設用地
			その他土地
		建物	事務所建物
			施設用建物
			公舎合宿用建物
		建物減価償却累計額	事務所建物減価償却累計額
			施設用建物減価償却累計額
			公舎合宿用建物減価償却累計額
			その他建物減価償却累計額
構築物	原水及び浄水設備		
	送配水設備		
	その他構築物		
構築物減価償却累計額	原水及び浄水設備減価償却累計額		
	送配水設備減価償却累計額		
	その他構築物減価償却累計額		
	電気設備		
		機械及び装置	

		内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置 電気設備減価償却累計額 内燃設備減価償却累計額 ポンプ設備減価償却累計額 塩素滅菌設備減価償却累計額 量水器減価償却累計額 その他機械装置減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 船舶 船舶減価償却累計額 工具器具及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額 土地 建物 建物減価償却累計額	業務設備 事務所用地 施設用地 その他土地 事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物 事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 公舎合宿用建物減価償却累計額
--	--	--	--

<p>無形固定資産</p>	<p>(何) 水道設備</p>	<p>工事費 共有施設工事費負担金 ダム使用権負担金 総係費</p>	<p>用地取得費 取水施設工事費 浄水施設工事費 送配水施設工事費 業務設備工事費 共有施設建設費負担金 共有施設改良費負担金 給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 賃金 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生費 旅費 備用品費 通信運搬費 補償費 使用料 賃借料 委託料 保険料 研修費 負担金 諸費 公課費 仮設備 仮設備費用 資産減耗費 建設利息 調査費 測量試験費 雑収入 (貸方) 前払金</p>
		<p>水利権</p>	

<p>投資その他の資産</p>	<p>業務設備</p> <p>投資有価証券</p> <p>出資金 長期貸付金</p> <p>貸倒引当金 基金 年賦未収金 貸倒引当金 長期前払消費税</p>	<p>借地権 地上権 特許権 施設利用権 ダム使用权 電話加入権 営業権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産</p> <p>水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 ダム使用权 電話加入権 営業権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産</p> <p>国債 地方債 社債 株式 その他有価証券</p> <p>他会計貸付金</p> <p>その他貸付金</p>	<p>一般会計貸付金 電気会計貸付金 工業用水道会計貸付金 宅地造成会計貸付金</p>
-----------------	--	---	---

	その他投資 減価償却累計額		
--	------------------	--	--

流動資産

款	項	目	節
現金預金	現金 預金	当座預金 普通預金 通知預金 定期預金	
未収金	営業未収金 附帯事業未収金 営業外未収金 その他未収金	給水収益未収金 その他営業未収金 未収利息 未収消費税及び地方消費税 還付金 その他営業外未収金	
貸倒引当金			
有価証券（一時所有）			
受取手形			
貸倒引当金			
貯蔵品	原材料 貯蔵量水器 消耗工具器具及び備品 消耗品 その他貯蔵品		
短期貸付金	他会計短期貸付金	一般会計短期貸付金 電気会計短期貸付金 工業用水道会計短期貸付金 宅地造成会計短期貸付金	
貸倒引当金			
前払費用			
前払金			

未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	工事代前払金 前払消費税及び地方消費税 その他前払金 保管有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		
--------------------------	---	--	--

別表第1 宅地造成事業会計勘定科目表の収益の部及び費用の部中

「

			江島工業団地 江津地域拠点工業団地
--	--	--	----------------------

」

を

「

			(何) 団地
--	--	--	--------

」

に改め、同勘定科目表の資産の部を次のように改める。

資 産

固定資産

款	項	目	節
有形固定資産	業務設備	土地	
		建物	
		建物減価償却累計額	
		構築物	
		構築物減価償却累計額	
		機械及び装置	
		機械及び装置減価償却累計額	
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		工具器具及び備品	
		工具器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		その他有形固定資産	

無形固定資産	業務設備	その他有形固定資産減価 却累計額 借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 営業権 リース資産 その他無形固定資産	
投資その他の資産	投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 年賦未収金 貸倒引当金 その他投資 減価償却累計額	国債 地方債 社債 株式 その他有価証券 他会計貸付金 その他貸付金 (何) 団地年賦未収金	一般会計貸付金 電気会計貸付金 工業用水道会計貸付金 水道会計貸付金

宅地造成

款	項	目	節
完成宅地 未成宅地	(何) 団地 (何) 団地造成事業費	用地費	

		工事費 総係費	用地取得費 造成工事費 諸設備費 給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 賃金 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生費 旅費 備用品費 通信運搬費 補償費 使用料 賃借料 委託料 保険料 研修費 負担金 諸費 公課費 仮設備 仮設備費用 資産減耗費 建設利息 調査費 測量試験費 雑収入（貸方） 前払金
--	--	----------------	--

流動資産

款	項	目	節
現金預金	現金 預金	当座預金 普通預金 通知預金	

未収金	営業未収金	定期預金	
		宅地売却収益未収金	
		受託工事収益未収金	
		その他営業未収金	
	附帯事業未収金		
	営業外未収金	未収利息	
		受託工事収益未収金	
		未収消費税及び地方消費税	
		還付金	
		その他営業外未収金	
	その他未収金		
貸倒引当金			
有価証券（一時所有）			
受取手形			
貸倒引当金			
貯蔵品	消耗工具器具及び備品		
	消耗品		
	その他貯蔵品		
短期貸付金	他会計短期貸付金	一般会計短期貸付金	
		電気会計短期貸付金	
		工業用水道会計短期貸付金	
		水道会計短期貸付金	
貸倒引当金			
前払費用	工事代前払金		
前払金	前払消費税及び地方消費税		
	その他前払金		
未収収益			
貸倒引当金			
その他流動資産	保管有価証券		
	仮払消費税及び地方消費税		
	特定収入仮払消費税及び地方消費税		
	その他流動資産		

別表第1 宅地造成事業会計勘定科目表の負債の部中

「				
		江島工業団地原価見返勘定		
		江津地域拠点工業団地原価		
		見返勘定		
				」

を

「				
		(何) 団地原価見返勘定		
				」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第26号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和元年12月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

803

隠岐海区

317